

令和 8 年 8 月相模原市教育委員会定例会

○日 時 令和 8 年 8 月 7 日（金）午前 9 時 3 0 分から午前 1 1 時 3 9 分まで

○場 所 相模原市役所第 2 別館 5 階 教育委員会室

○日 程

1. 開 会

2. 会議録署名者の決定

3. 議 事

日程第 1（議案第 3 3 号） 相模原市立小学校及び義務教育学校（前期課程）において
令和 9 年度に使用する教科用図書の採択について（学
校教育部）

日程第 2（議案第 3 4 号） 相模原市立中学校及び義務教育学校（後期課程）において
令和 9 年度に使用する教科用図書の採択について（学
校教育部）

日程第 3（議案第 3 5 号） 相模原市立小学校、中学校及び義務教育学校において令
和 9 年度に使用する特別支援教育関係教科用図書の採
択について（学校教育部）

日程第 4（議案第 3 6 号） 相模原市職員等の旅費に関する条例について（教育局）

日程第 5（議案第 3 7 号） 相模原市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例
等の一部を改正する条例について（教育局）

日程第 6（議案第 3 8 号） 令和 8 年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正
（第 3 号）について（教育局）

日程第 7（議案第 3 9 号） 相模原市立学校給食センター条例の一部を改正する条例
の施行期日を定める規則について（教育環境部）

日程第 8（議案第 4 0 号） 学校教育法施行細則の一部を改正する規則について（教
育環境部）

4. 報告案件

日程第 9（報告第 1 5 号） 相模原市児童生徒等災害見舞金条例に基づく特別見舞金
の贈呈に係る答申について（学校保健課）

日程第 1 0（報告第 1 6 号） いじめ重大事態に係る事案の発生について（学校教育課）

日程第 1 1 （報告第 1 7 号） いじめ重大事態に係る事案の発生について（学校教育課）

○出席者（6名）

教 育 長	細 川 恵
教育長職務代理者	小 泉 和 義
委 員	宇田川 久美子
委 員	白 石 卓 之
委 員	中 澤 吉 裕
委 員	細 田 のぞみ

○説明のために出席した者

教 育 局 長	若 林 和 彦	教 育 環 境 部 長	佐 野 強 史
学 校 教 育 部 長	石 井 紀 子	生 涯 学 習 部 長	清 水 芳 枝
教 育 総 務 課 長	加 藤 雄 二	教育総務課総括副主幹 （総務企画班）	安 田 亨
教育総務課主任	田 鎖 雄 太	支 援 教 育 課 長	西 内 一 裕
教育環境部参事 兼学務課長	宮 澤 正 樹	学務課総括副主幹 （学 務 班）	小 泉 哲 也
学 校 給 食 課 長	林 壮 太	学校給食課総括主幹 （大島学校給食センター準備班）	山 崎 則 仁
学 校 保 健 課 長	田 中 宏 昌	学校保健課総括副主幹	望 月 創 志
教育環境部参事 兼学校施設課長	降 矢 利 保	学校教育部参事 兼学校教育課長	菅 原 勝
学校教育課総括主幹 （企画指導班）	新 明 朗	学校教育課指導主事	富 田 正 志
学校教育課指導主事	柿 原 大 吾	学校教育課指導主事	東 俊 光
教職員課課長代理 兼主幹（労務担当）	濱 端 雄 高	教職員課総括副主幹 （給 与 班）	内 山 智 弘
生 涯 学 習 課 長	稲 野 博 泰	生涯学習センター所長	菊地原 央

○事務局職員出席者

教育総務課主査	伊 本 誠一郎
---------	---------

□開 会

◎細川教育長 ただいまから、令和 8 年相模原市教育委員会 8 月定例会を開会いたします。

本日の出席は 5 名で、定足数に達しております。

なお、宇田川委員より、遅刻の旨、ご連絡をいただいております。

本日の会議録署名につきましては、白石委員と細田委員を指名いたします。

はじめに、お諮りいたします。

本日の会議の日程 4、議案第 36 号、「相模原市職員等の旅費に関する条例について」から、日程 6、議案第 38 号、「令和 8 年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正(第 3 号)について」まで、及び、日程 9、報告第 15 号、「相模原市児童生徒等災害見舞金条例に基づく特別見舞金の贈呈に係る答申について」から、日程 11、報告第 17 号、「いじめ重大事態に係る事案の発生について」までは、会議規則の規定により公開しない会議として取り扱うことに、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎細川教育長 では、ご異議ございませんので、本日の会議のうち、日程 4 から 6 及び日程 9 から 11 の 6 件については、公開しない会議といたします。

なお、公開しない会議とする案件は、会議の最後に審議することといたします。

□相模原市立小学校及び義務教育学校(前期課程)において

令和 9 年度に使用する教科用図書の採択について

◎細川教育長 それでは、日程に入ります。

はじめに、日程 1、議案第 33 号、「相模原市立小学校及び義務教育学校(前期課程)において令和 9 年度に使用する教科用図書の採択について」を議題といたします。

事務局より説明をいたします。

○石井学校教育部長 議案第 33 号につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 14 条に則り、相模原市立小学校及び義務教育学校(前期課程)において令和 9 年度に使用する教科用図書を採択いただきたく、提案するものでございます。

具体的なことは、学校教育課長よりご説明申し上げます。

○菅原学校教育課長 では、ご説明させていただきます。

資料3枚目にごございます参考資料1をご覧ください。

令和8年5月の教育委員会定例会、議案第23号におきまして、教科用図書の採択基本方針をご採択いただきました。

中段にごございます1の(2)には、小中学校等において、令和9年度に使用する教科用図書は、無償措置法第14条の規定により、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則第6条各号に掲げる場合を除き、令和7年度に採択した教科用図書と同じものを採択するとされております。

この規則第6条に該当する事由は生じていないことから、2枚目にごございます別紙の一覧のとおり、現在使用している教科用図書と同一のものを採択いただきたく、提案申し上げます。

以上で、議案第33号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

◎細川教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等がございましたらお願いいたします。

◎小泉教育長職務代理者 確認になってしまうのですが、今年度の6年生だけは、令和5年度に採択された地図の教科書とは異なる教科書を使用していると思うのですが、令和9年度からは全ての学年で同じ地図の教科書が給与されるということでよろしいのでしょうか。

○菅原学校教育課長 お見込みのとおりでございます。

この地図につきましては、小学校3年時に給与されたものを卒業まで使うことになってございますので、現6年生につきましては、令和5年度に給与されたものがそのまま使用されているということで、今年度までは異なっているものとなってございましたが、来年度の6年生からは採択後の地図の教科書が給与されておりますので、全員同じものを使用するということになります。

◎細川教育長 他にいかがでしょうか。

他に質疑、ご意見等がございませんので、これより採決を行います。

議案第33号、「相模原市立小学校及び義務教育学校(前期課程)において令和9年度に使用する教科用図書の採択について」を原案どおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎細川教育長 ご異議ございませんので、議案第33号は可決されました。

□相模原市立中学校及び義務教育学校(後期課程)において

令和9年度に使用する教科用図書の採択について

◎細川教育長 次に、日程2、議案第34号、「相模原市立中学校及び義務教育学校(後期課程)において令和9年度に使用する教科用図書の採択について」を議題といたします。

事務局より説明をいたします。

○石井学校教育部長 議案第34号につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条に則り、相模原市立中学校及び義務教育学校(後期課程)において令和9年度に使用する教科用図書を採択いただきたく提案するものでございます。

具体的なことは、学校教育課長よりご説明申し上げます。

○菅原学校教育課長 では、ご説明申し上げます。

先ほどの議案第33号と同様に、採択基本方針により、小中学校等において令和9年度に使用する教科用図書は、無償措置法第14条の規定により、令和7年度に採択した教科書と同じものを採択すると定められております。

こちらも同様の事由が発生しておりませんので、このことから令和7年度に採択した教科用図書、別紙一覧のとおり、現在使用している教科用図書と同一のものを採択いただきたく、提案申し上げます。

以上で、議案第34号についての説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

◎細川教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等がございましたらお願いいたします。

◎小泉教育長職務代理者 別紙の内容について質問させてください。

先ほど小学校の地図の教科書についてお伺いしましたけれども、同じように中学校においても今年度から全ての学年において令和6年度に採用された教科書になるという認識でよろしいでしょうか。

○菅原学校教育課長 お見込みのとおりでございます。

◎細川教育長 他にいかがでしょうか。

他に質疑、ご意見等ございませんので、これより採決を行います。

議案第34号、「相模原市立中学校及び義務教育学校(後期課程)において令和9年度に使用する教科用図書の採択について」を原案どおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎細川教育長 ご異議ございませんので、議案第34号は可決されました。

□相模原市立小学校、中学校及び義務教育学校において

令和9年度に使用する特別支援教育関係教科用図書の採択について

◎細川教育長 次に、日程3、議案第35号、「相模原市立小学校、中学校及び義務教育学校において令和9年度に使用する特別支援教育関係教科用図書の採択について」を議題といたします。

事務局より説明をいたします。

○石井学校教育部長 相模原市立小学校、中学校及び義務教育学校において令和9年度に使用する特別支援教育関係教科用図書の採択についてご説明申し上げます。

本議案は、相模原市立小学校、中学校及び義務教育学校で、令和9年度に使用する特別支援教育関係教科用図書として、学校教育法第34条、第49条、第49条の8及び附則第9条第1項の規定により、教科用図書として使用する図書につきまして、令和9年度相模原市立義務教育諸学校使用教科用図書の採択基本方針に則り採択いただきたく提案するものでございます。

具体的なことは、学校教育課長よりご説明申し上げます。

○菅原学校教育課長 はじめに、特別支援教育関係教科用図書の概要についてご説明申し上げます。

参考資料2をご覧ください。

特別支援学級に在籍する児童生徒につきましては、そこに記載されております1から4までの4つの図書を教科用図書として使用することができます。

まず、1は、通常の学級と同じ教科用図書になります。

2は、特別支援学級の児童生徒が在籍する学年よりも下の学年の教科用図書になります。

3は、文部科学省著作特別支援学校用教科用図書になります。

視覚障害者用の点字版の教科用図書や、聴覚障害者用の言語指導に係る教科用図書、知的障害者用のいわゆる星本と呼ばれる教科用図書がございます。

本日机上に置かせていただいております教科用図書、星本をご覧くださいいただければと存じ

ます。

こちらには表紙に星が1つから5つまでのものがございます。こちらは児童生徒の実態に応じて星の数を選択して使用することが可能となっております。大きく1から3が基本的には小学校向け、4、5につきましては中学校向けとなっておりますが、児童生徒の実態に応じて、どの星の本を使うことも可能になってございます。

今、ご説明いたしました1から3の教科用図書の中に、児童生徒の実態に合った適切なものがない場合、4に記載されていますとおり、学校教育法附則第9条の規定による一般図書を教科用図書として使用できることとなっております。

机上に置かせていただいております一般図書をご覧ください。

ほんの一部でございますが、参考として置かせていただいたものでございます。

こちらの一般図書を教科用図書として使用する場合には、特別支援学級の児童生徒の実態に合わせて保護者と学級担任が相談をして教科用図書として選定をするものでございます。

続きまして、採択についてご説明を申し上げます。

資料戻りまして、別紙1をご覧ください。

こちらに示してありますリストが、先ほどご説明いたしました3のいわゆる文部科学省著作の特別支援学校用教科用図書、いわゆる星本と視覚、聴覚障害者の教科書の一覧となっております。採択いただきたいのは、この一覧になります。

続きまして、次の別紙2をご覧ください。

こちらにつきましては、先ほどご説明いたしました参考資料2の4、一般図書の一覧になってございます。こちらは、学校教育法附則第9条に基づき、調査研究の観点を踏まえまして、保護者及び学級担任が調査・研究を行い、その上で、教科用図書として使用することを希望した一般図書の一覧となっております。まだあくまでも希望されたものになりますので、今後、採択いただいたこの一覧の中から選定していくと、そういった流れでございます。

以上、この別紙1、別紙2の一覧を特別支援教育関係教科用図書として採択いただきますようお願い申し上げます。

◎細川教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等がございましたらお願いいたします。

◎小泉教育長職務代理者 まず、本市の現在の特別支援学級の児童生徒の在籍者人数、小中

学校の在籍者数と、その全体の割合を教えてください。

○西内支援教育課長 令和8年度5月の時点で特別支援学級に在籍する小学生は1,789名、中学生は696名で合計2,485名となっております。市内の全児童生徒数のおよそ5.4%となっております。

◎白石委員 一般図書についてですけれども、実際にどの程度使われているのでしょうか。また、選ばれている本の傾向などがありましたら教えてください。

○菅原学校教育課長 今年度につきましては、市内小中学校等のうち、81校で3,284冊、713種類の教科書が使用されております。

内訳でございますが、小学校及び義務教育学校前期課程、こちらにつきましては58校で2,350冊、600種類、中学校及び義務教育学校後期課程では、23校で934冊、265種類使用されているところでございます。

傾向といたしましては様々ございますが、やはり個々に応じてじっくりと取り組める内容のものが多く使用されているところでございます。

◎白石委員 かなりの数の一般図書が選ばれているなという感じがします。これは、どのような手順を踏んで選ばれているのでしょうか。

○菅原学校教育課長 選定の流れでございますが、基本的には先生方、また、保護者の方が教科書展示会等を利用して一般図書の調査を行っております。教科書の候補となる一般図書をその中で挙げていったものが教科書一覧でございますが、今後、子どもたちの実態に合わせまして、この一覧の中から保護者と学級担任が相談をして教科用図書として選定をまいります。

◎小泉教育長職務代理者 今、お話のあった教科書展示の件でお伺いするのですが、例年、特別支援学級の担任の先生が展示会に訪れていると承知しているのですが、今年度の教科書展示会には何名程度の来場があったのか、また、どんな意見があったのかということを教えていただけたらと思います。

○菅原学校教育課長 本年度の教科書展示会でございますが、計2か所で開催をしてございます。その2か所の総数で117名の来場がございました。

主なご意見といたしましては、「実物があることで子どもの実態に応じたものを選ぶことができた」、また、「どれも子どもたちの発達や特性に合ったものだと感じた」といったようなご意見をいただいているところでございます。

◎小泉教育長職務代理者 今の来場者の意見の中に「子どもの実態に応じた」ということを

伺ったのですけれども、特別支援学級の児童生徒の実態というのは、まさに一人ひとりそれぞれだと思います。教科書選定する際に、学校で特に留意していることは、どんなことなのか教えてください。

○西内支援教育課長 特別支援学級では、実生活を意識し、自立に向けた学習として各教科等を合わせた指導をすることもあり、教科書だけでなく教材等を活用しながら指導に当たっております。

教科用図書を選定するに当たっては、担任が児童生徒一人ひとりの状況を的確に把握し、お子さんの個別の指導計画を立てるときに、保護者・本人ともしっかりと相談をしながら教育的ニーズに応じ、計画的に学習できるような教科用図書を選ぶことが重要です。

◎中澤委員 今、「先生が児童生徒一人ひとりを把握することが重要」というお話があったと思うのですが、新しく入学してくる特別支援学級の1年生の実態を把握するのは難しいと思うのですが、どのように教科書を選んでいるのでしょうか。

○西内支援教育課長 委員おっしゃられるように、新1年生で特別支援学級に入学してくるお子さんですけれども、就学前に本課で実施しております就学相談を受けており、その中で必要な教科用図書についても相談をさせていただいております。

1年生の教科書は、そもそも分かりやすく整理されており、構造化されているものであることなどから、ほとんどの方が当該学年の検定本を使っている状況がございます。

◎細田委員 本市では、一般図書以外に拡大教科書ですとか、点字版の視覚障害者用、あるいは言語指導、音楽、言語などの聴覚障害者用の教科書は使用されているのでしょうか。

○西内支援教育課長 拡大教科書については、通常の学級で4名、特別支援学級で6名の方が使用しております。

視覚障害者用は現在、使用されておられません。

聴覚障害者用の言語指導の教科書は、市内2校で使用されております。

◎細田委員 拡大教科書は通常級でも使用されているのですね。自分の特性に合った教科書で学べることはとても大切なことだと思います。

◎小泉教育長職務代理者 今回の採択と直接関わらないというところなのですが、本年の6月に学校教育法等の一部を改正する法律案ということで、教科書の制度が大きく変わるということを耳にしています。

それに関してどのような見解を、現時点で構わないので、教えていただけるとありがたいです。

○菅原学校教育課長 今後の教科書採択につきましては、現在、文部科学省より新たな教科書の形態の在り方や採択・使用等に当たっての留意点等につきまして、国としての基本的な考え方を大臣指針として本年の秋頃に示すということで、通知が来ているところでございます。

相模原市といたしましては、この秋を目途に出される予定の国の指針、また、県の方針を受けまして、採択の在り方については検討を進めていく予定でございます。

今後、ご指摘いただきました学校教育法の一部改正により、教科書が紙、デジタル、また、それら両方使用するハイブリッドとなってございますが、いずれを選択するかにつきましても、やはり子どもたちの発達段階や教科の特性、学習環境等、様々な面を考慮する必要があると思っています。

先生方が教えやすい、何よりも子どもたちが学びやすい教科書をしっかり選定していく必要があると思っていますので、そこに向けてしっかり検討を進めてまいりたいと思います。

◎小泉教育長職務代理者 最後に、感想になってしまうのですが、先ほど細田委員からもありましたけれども、子どもが学びやすいということはとても大事だと思っております。これからも、本市の子どもたちの学びを第一に考え、検討を進めてほしいと思っております。

◎細川教育長 他に質疑、ご意見等はございませんでしょうか。

他にございませんので、これより採決を行います。

議案第35号、「相模原市立小学校、中学校及び義務教育学校において令和9年度に使用する特別支援教育関係教科用図書の採択について」を原案どおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎細川教育長 ご異議ございませんので、議案第35号は可決されました。

ここで職員の入替えを行いますので、暫時休憩いたします。

（休憩・9：52～9：53）

□相模原市立学校給食センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則について

◎細川教育長 休憩前に引き続き、会議を続けます。

日程7、議案第39号、「相模原市立学校給食センター条例の一部を改正する条例の施

行期日を定める規則について」を議題といたします。

事務局より説明いたします。

○佐野教育環境部長 議案第39号、相模原市立学校給食センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則につきましてご説明申し上げます。

本議案は、相模原市立学校給食センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定めたく提案するものです。

恐れ入りますが、議案第39号、関係資料の1ページをご覧ください。

1の規則制定の経過及び内容でございますが、本年3月に相模原市大島学校給食センターを追記する条例改正を行った相模原市立学校給食センター条例について、その施行期日を令和8年11月1日とするものです。

次に、2の相模原市大島学校給食センターの概要についてでございますが、(4)の今後のスケジュールをご覧ください。

現在、本年10月末の施設整備完了に向けて、取り組んでいるところでございまして、11月1日に本規則に基づき、教育機関として本センターを設置した後に、13日には施設の開所式を行い、12月から給食提供を開始する予定です。

なお、施設の配置等につきましては、2ページ以降の案内図及び配置図をご参照いただきたいと存じます。

以上で、議案第39号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

◎細川教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等がございましたらお願いいたします。

◎小泉教育長職務代理者 基本的には良い話なのですが、何か大変だったこととか、困難を乗り越えて現在に至ったという話はあるのでしょうか。

○林学校給食課長 令和3年度からアンケートを取って、生徒・保護者の皆様のお声を聴きながら進めてきた事業でございます。

方式につきましても、センターとするのか、自校とするのか、様々な審議会等の意見、そういったものをいただきながら検討を進めてまいりました。

センター方式でやるということについては、進む方向が見えたものの、用地の課題等もございまして、教育委員会として神奈川県立相模原総合高等学校の跡地を購入するというような大きな決断を賜りまして、ここに至ったところでございます。

直近で申し上げますと、やはり中東情勢の影響で施設整備業務の工事が、9月末に引き渡しを受ける予定でしたが、一部物品等が入ってこないという状況があり、10月末に延期をしております。

ただ、SPC、相手方の受注者の方と協議をしまして、12月1日からの給食提供開始、これには支障なく進められるということを確認いただきましたので、11月1日から教育機関として給食センターを設置し、12月1日に向けて準備を進めてまいりたいと、このように考えております。

◎小泉教育長職務代理者 大変だったと思うのですが、お疲れさまです。

○林学校給食課長 ありがとうございます。

◎白石委員 本当にお疲れさまです。本当にいよいよここまで来たなという感がありますけれども。

12月1日から給食の提供を開始されるということで、対象校となる保護者の方にはどのようなアナウンスをされているのでしょうか。

○林学校給食課長 直近では、全員喫食に移行することに伴いまして、公会計の方に給食費の取扱いが変更になります。このことから、口座の振替依頼書等を保護者の皆様に配付をしております、準備を進めているところです。概ね8,500枚ぐらい配付して、現在は概ね2,000枚程度の回収があったと担当から報告を受けております。

今後につきましても、適時適切に全員喫食になることについて周知を図ってまいりたいと、このように考えております。

◎細川教育長 他にいかがでしょうか。

他に質疑、ご意見等はございませんので、これより採決を行います。

議案第39号、「相模原市立学校給食センター条例の一部を改正する条例の施行期日定める規則について」を原案どおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎細川教育長 ご異議ございませんので、議案第39号は可決されました。

□学校教育法施行細則の一部を改正する規則について

◎細川教育長 次に、日程8、議案第40号、「学校教育法施行細則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

事務局より説明をいたします。

○佐野教育環境部長 議案第40号、学校教育法施行細則の一部を改正する規則についてご説明申し上げます。

本議案は、光が丘周辺地域及び城山地区の学校再編により、並木小学校及び湘南小学校を廃止することに伴い、両校の通学区域の削除並びに弥栄小学校及び広田小学校の通学区域の整理、その他所要の改正をいたしたく提案するものでございます。

主な改正内容でございますが、学校教育法施行細則の別表第1、小学校通学区域の表中、並木小学校及び湘南小学校の項を削るとともに、同表中、弥栄小学校及び広田小学校の項において通学区域の一部を改めるものでございます。

具体的には、議案第40号、関係資料をご覧ください。

はじめに、光が丘地区の小中学校の通学区域図についてでございますが、左側の現在の通学区域の図の中で、黄緑色でお示ししている並木小学校の通学区域を、右側の再編後の通学区域の図の中で、青色で示している弥栄小学校に変更するものでございます。

裏面をご覧ください。

城山地区の小中学校の通学区域につきましては、赤色の太線でお示ししている広田小学校と湘南小学校の通学区域を、再編後には全て広田小学校の通学区域に変更するものでございます。

議案にお戻りいただきまして、最後に附則でございますけれども、本規則は令和9年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第40号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

◎細川教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等がございましたらお願いいたします。

◎白石委員 通学区域の変更ということで、それぞれ並木小学校、それから広田小学校の廃止に伴うものなのではございますけれども、これもいろいろな議論を積み重ねてきて、やっところまでこれたお話かなと思っています。

最後に、確認も含めて、それぞれ並木小学校と湘南小学校で影響を受ける児童の人数を教えてくださいませんか。

○宮澤学務課長 令和8年度、今年度に並木小学校に通われている方が合計で279人、湘南小学校に通われている児童の方が17人でございます。

なお、再編先となります弥栄小学校につきましては449人、広田小学校につきましては

は275人でございます。

◎細川教育長 他にいかがでしょうか。

他に質疑、ご意見等がございませんので、これより採決を行います。

議案第40号、「学校教育法施行細則の一部を改正する規則について」を原案どおり決めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎細川教育長 ご異議ございませんので、議案第40号は可決されました。

それでは、ここで前回定例会後の私の活動状況について、主なものをご報告いたします。

7月16日木曜日に、プラネタリウムリニューアル1周年記念式典に参加してきました。昨年度リニューアルをしまして、プラネタリウムの機能が向上したわけなのですが、一昨年度と昨年度の来館者数がおよそ倍増するということで、途中、ポケモン天文台のイベントもございましたが、それ以外にも文化財課ともコラボレーションするなど、いろいろなイベントを行っていますので、興味を持っておられる方々が増えてきたかなというところ です。

同日に、ネーミングライツということで、きらぼし銀行様の方から新たに「きらぼし銀河プラネタリウム」という名前に変わしまして、看板などもとてもなじみやすく、すてきな形に出来上がっています。宇宙の街ということで、さらに来場者数が上がると良いなと思っています。お時間があるときには、またお越しいただければと思います。

7月18日土曜日に、市の総合体育大会の視察に局長と部長と共に参りました。まだこの頃は涼しくて、ソフトボールの会場では「今年は涼しいね」なんて、みんなで話していましたら、その2日後ぐらいからすぐに猛暑、酷暑となりまして、今、まさに関東大会が行われているところなのですが、本市でも大沢中学校で昨日ソフトボールの開会式がございました。私、ちょっと別の用事がございましたので、そちらの方にも局長と部長の方に行っていただき、関東地区から選ばれた選手たちに歓迎のお話をできていただいたところです。

この後、さらに進んでいけば全国まで、これはお盆の時期に行われますが、詳細については把握していないのですが、本市からも関東大会に進んでいる者たちがおりますので、まだまだ子どもたちの熱い夏は続くのかなというところです。

7月24日には、初任者研修の視察に行つて参りました。こちらは小泉委員や白石委員も視察に行かれたところなのですが、私は開会式と言うのですかね、行つて参つたのです

が、とても良い表情でした。1学期が終えたところなので、くたくたな顔でいらっしゃるのかなと思ったら、小泉委員と一緒に参加させていただいたときに「顔が良いね」という話を2人でさせていただき、例えば「おはようございます」とこちらが挨拶をすると、ものすごく大きな声で「おはようございます」なんてとっても元気いっぱい、かえってうれしいのとびっくりしました。あとは安心しました。

1学期間、大変疲れてきたと思うのですが、予定されていた教員たちは全員参加したということで、これもまた驚きで、いろいろと大変だった1学期だったと思うのですが、同じ同僚というか、同期の者たちとの、または指導主事との交流を通し、元気をもらって2学期へ向かっていった姿を見まして、また頑張っていたけるのではないかなと思いました。

7月27日は、市役所こどもデーが初めて行われました。未就学児であるとか、小学校の低学年であるとか、市の職員のお子様たちも含めて1,200名の方々が想定以上にご来場いただきました。教育委員会からも図書館、若あゆなどがブースを出させていただいたのですが、はじめは閑散としているのかなと思っていたのですが、用意していたものがもうどんどん足りなくなっておりまして、教育総務課も総動員でイベントの方を手伝わせていただきまして、言葉は合っているか分からないのですが、文化祭みたいで、いろいろなブースがあって、私も楽しくて局長と他の部局のブースも回らせていただいたのですが、子どもたちのにこにこした笑顔や歓声が、この市役所内に響いていました。

◎白石委員 庁舎の中でやったのですか。

◎細川教育長 そうです。あとは外の消防署とか、いろいろなところでやらせていただいたのですが、とても良かったですね。私たちが逆に元気をもらったというか、子どものためのイベントだったのですが、元気になったのは周りの大人だったようにも思いました。とても好評いただきました。

こどもデーということなのですが、いろいろな方とお話ししたときに、30代ぐらいの保護者の方が「市役所の中をこんなに見たのは初めてです」とおっしゃっていらして、議場で写真を撮るとか、とても良い取組で、市役所のことも知っていただく、良い機会になったのではないかなと思いました。

7月29日には、市民会館で中学校の演劇部の演劇発表会をやっておりまして、全部見たかったのですが、ちょうど時間的に共和中学校の作品だけ見ることができました。東日本大震災を題材にしたものなのですが、暗いものではなくて、最初はもうユーモラスな笑

いを取りながら進んでいったのですが、最後に「はっ」と考えさせるシーンに変わりました、涙を浮かべながら感激されている方もおいでになって、やはり本市の演劇部の質の高さというか、毎回感動するのですが、すばらしいなと実感してきました。

これまでは南市民ホールで行われていたのですが、今年度から市民会館ホールということで、随分ステージが広くなるということで、実は教員たちはあのホールを持て余すのではないかと心配していたのですが、ステージいっぱいを使いながら子どもたちが本当に良い作品を発表していました。また来年度もあると思いますので、お時間があれば、ぜひ参加していただけるとありがたいです。

教育課程の研究会も同日に行われましたが、小泉委員や白石委員、細田委員もご覧になったと思うのですが、小中の教員たちが協力しながら1つのテーマで研究を進めていくというところで、やはり本市の教員たちの魅力なのかなと、すばらしい研究成果の発表をしていたなと思います。かなり自校に帰ってからの実践につながるのではないかなと思ったところです。

8月3日には、ジュニアハイスクール議会がございまして、これは今年度からさがみはらE S D推進協議会という団体が主催となりました。

私も議場で局長とともに質問に答えさせていただいたのですが、なかなか緊張しました。主な質問では、やはり生徒の視点ということで、夏場の標準服のことであつたり、部活動の移動手段であつたり、給食や空調に関連することであつたり、クラス替えに関連するものであつたり、真剣なご質問をいただき、こちらも真剣にお答えさせていただいたところです。

◎白石委員 事前通告があるのですか。

◎細川教育長 事前通告もございました。でもやはりドキドキいたしました。

興味深かったのは、教育委員会に関連するものではなかったのですが、他の部局に対して、自治会の加入率の低下について提言しているようなご質問もありまして、まだまだ相模原の将来は有望だなと、子どもたちが本当に真剣にいろいろなことを考えているので、すてきだなと思いました。

これからも、子どもたちの意見を反映できる、そういった教育行政であつたり、市政であつたりすることが大事だなということは、改めて実感をさせていただきました。

まだほかにもいろいろなところに行かせていただいたのですが、主なものというところでご紹介させていただきました。

では、ここで、次回の会議予定日を確認いたします。

次回は9月11日金曜日午前10時から、教育委員会室で開催する予定でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎細川教育長 それでは、次回の会議は9月11日金曜日午前10時からの開催予定といたします。

ここで、職員の入替えを行いますので、休憩いたします。再開は10時25分といたします。

なお、再開後の審議については、公開しない会議といたしますので、関係する職員以外の方は退室をお願いいたします。

では、休憩をいたします。

(休憩・10:14～10:25)

□相模原市職員等の旅費に関する条例について

□相模原市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例について

◎細川教育長 休憩前に引き続き、会議を続けます。

日程4、議案第36号、「相模原市職員等の旅費に関する条例について」と、日程5、議案第37号、「相模原市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例について」は、関連しますので、事務局より一括して説明を行い、審議した後に個別で採決を行います。

事務局より説明いたします。

○加藤教育総務課長 議案第36号及び議案第37号についてご説明申し上げます。

はじめに、議案第36号、相模原市職員等の旅費に関する条例についてでございますが、国家公務員等の旅費に係る基準の改正を踏まえ、公務の円滑な運営及び市費の適正な支出を図るため、職員等の旅費に係る基準を改正することについて、相模原市長から意見を求められたため、これに同意いたしたく提案するものでございます。

なお、こちらの条例は、全部改正するものとなります。

改正の内容につきましては、議案第36号の資料の最終ページにございます関係資料をご覧くださいと存じます。

改正の内容につきましては国と同様でございますが、1の現条例からの主な改正内容と

いたしましては、（１）その他の交通費に付随する費用として、自家用車で出張した際の駐車場代が旅費として支給可能となること、

（２）宿泊費としまして、宿泊費の上限を一律の額としていたものを、都道府県や外国の都市ごとに設定することとしたこと、

（３）宿泊手当について、宿泊に伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用として、宿泊手当を支給することとしたこと、

（４）旅費の返納として、旅費を不正に受給した旅行者に対し、その者に対して、その後支給する給与や旅費から差し引くことを可能としたことなどが挙げられます。

２の施行期日は、令和９年４月１日としております。

次に、議案第３７号、相模原市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例についてでございますが、相模原市職員等の旅費に関する条例の改正を踏まえまして、市議会議員及び非常勤特別職職員の費用弁償並びに証人等の実費弁償に係る規定について必要な改正を行うことについて、相模原市長から意見を求められたため、これに同意いたしたく提案するものでございます。

議案第３７号の資料の３枚目の裏面にございます関係資料をご覧くださいと思います。

１の改正内容につきましては、（１）は市議会議員の費用弁償について、（２）は非常勤特別職職員の費用弁償について、（３）は証人等の実費弁償について、それぞれ改正後の相模原市職員等の旅費に関する条例の規定により支給する旅費の例によることとするものでございます。

２の（１）施行期日は、令和９年４月１日でございます。

以上で、議案第３６号及び議案第３７号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

◎細川教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等がございましたらお願いいたします。

◎小泉教育長職務代理者 議案第３６号の、関係資料１の（１）自家用車により出張した際に要する駐車場代についてなのですが、実際に自家用車を利用しての出張で、今までも車を停めていたというような出張は結構あったのでしょうか。実情を教えてください。

○濱端教職員課課長代理 実際に教職員の研修という中では、教育センターですとか、教職

員課も含めてなのですけれども、市役所の周辺に集まっていただく研修というのは実施しております。駐車代については、今まで旅費として支給しているということとはございません。

◎白石委員 同じく、（３）宿泊手当のところなのですけれども、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用と書いてあるのですけれども、具体的にはどのようなことがこれに含まれるのか教えていただけますでしょうか。

○濱端教職員課課長代理 こちらについては、例えばですけれど、夕食代ですとか朝食代の部分も含めたもので、実際には１泊当たり２，４００円が定額で支給されるということになっております。

また、もう少し細かくお話ししますと、例えば宿泊費に夕食代と朝食代が含まれる場合には８００円、宿泊費に夕食代か朝食代のどちらかが含まれるという場合には１，６００円となりますので、食事代があるかないかによって、宿泊手当の違いが出てくるという形になります。

◎白石委員 いわゆる、昔の日当のようなイメージでよろしいでしょうか。それは、今はもうないのですか。

○濱端教職員課課長代理 委員おっしゃるように、以前は日当という形で支給されていた時期もあったかと思うのですけれども、今はそういう制度にもなっていない状況です。

◎白石委員 続けて、次の議案第３７号の方なのですけれども、関係資料の（２）で相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正ということで、これは、我々教育委員も含まれる話なのでしょうか。

○加藤教育総務課長 委員おっしゃるとおり、教育委員の方々も含まれるものになります。

◎白石委員 具体的には、何がどんなふうになるのか教えていただけますでしょうか。

○加藤教育総務課長 現状お支払いしているものと比べるとそれほど変更ないのだと思うのですが、議案第３６号の、先ほどご説明しました宿泊費ですとか、宿泊手当ですとか、そういう内容に準じて支給される予定ということでございます。

◎中澤委員 議案第３６号の方なのですけれども、関係資料（４）の旅費の返納というところなのですけど、旅行者が規定に違反し、旅費の支給を受けた場合というのがどのようなものなのか教えていただいてもいいですか。

○濱端教職員課課長代理 正規のルートではない形で旅費を算定して支払うようなことがあった場合などは、旅費の算定の仕方の誤りということもありますので、そういったところ

を返納してもらうという流れになります。

◎中澤委員 それはここの問題なのかと思うのですが、お金を戻すのは当たり前の話で、インテグリティと言うか、相模原市職員の方たちの倫理的な問題なので、多分そういうことなのでしょうねと思いながらも、それ以外にも別の手続があったりするのですか。

○濱端教職員課課長代理 これまでも誤った申請になっていた場合には、最後にお金を返納という形で戻してもらうということもありますが、それが故意でなかったとしても、結果的にもう一度チェックをすると誤りがあったという場合、もう一度、正規の金額にして支給をし直すということは、今までも進めているところです。

◎小泉教育長職務代理者 あとは服務規定違反で、当然、処分の対象にもなりますよね。

◎細川教育長 これまでは返納という形だったのが、今後は給与や旅費から差し引くことができるとなりましたよということで、よろしいですね。

◎中澤委員 うっかりミスの人が多いので、ここに入れておいてということなのか、意図的かどうかという判断も難しいと思うので、また違う話になってしまうかもしれませんが。

◎細川教育長 そういう制度になりましたよということで。

他になれば、私の方から確認というか質問なのですが、議案第36号の関係資料(1)の駐車場代なのですが、公務のため特に必要である場合ということで、先ほど教員の様々な研修についてのお話でしたが、教員は授業の関係もあり、多くの者たちがぎりぎりまで授業を行い、公用車の登録をした自家用車にて会場に移動するというところで、それは何か規定を改めて設けるというよりは、これまでのやり方をそのまま運用していくということになるのでしょうか。「特に」というのはどの部分なのかを少しだけ教えていただいていいですか。今のようなことが特に簡単に言うと含まれるのかどうかということをお願いいたします。

○濱端教職員課課長代理 教育長からもお話ありましたが、「特に」というところで、実際に現在行っている中では、そこも含まれているということで運用しております。

◎細川教育長 他にいかがでしょうか。

他に質疑、ご意見等がございませんので、これより採決を行います。

採決は個別に行います。議案第36号、「相模原市職員等の旅費に関する条例について」を原案どおり決めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎細川教育長 ご異議ございませんので、議案第36号は可決されました。

次に、議案第 37 号、「相模原市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例について」を原案どおり決めるにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎細川教育長 ご異議ございませんので、議案第 37 号は可決されました。

□令和 8 年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正(第 3 号)について

◎細川教育長 次に、日程 6、議案第 38 号、「令和 8 年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正(第 3 号)について」を議題といたします。

事務局より説明をいたします。

○佐野教育環境部長 では、議案第 38 号につきまして、ご説明いたします。

本議案は、令和 8 年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正について、相模原市長から意見を求められたため、これに同意いたしたく提案するものでございます。

別紙、令和 8 年度相模原市一般会計補正予算（第 3 号）（教育委員会所掌分）の 1 ページをご覧ください。

はじめに、継続費補正についてご説明いたします。

上段の淵野辺小学校校舎増改築事業につきましては、令和 8 年 3 月補正において、令和 8 年度工事分の物価等の上昇を見込んでいたものの、さらなる急激な物価等の上昇によるインフレスライドに対応する必要性が生じたため、総額及び年割額の変更を行うものでございます。

次に、繰越明許費補正についてご説明いたします。

小学校校舎改造事業及び中学校校舎改造事業につきましては、学校施設長寿命化計画に基づく小中学校校舎長寿命化改修工事等について、中東情勢の影響により、建築資材の調達が困難などとなり、工期の延長が必要となったものでございます。

また、生涯学習センター費につきましては、総合学習センターの空調設備の稼働に必要な吸収冷温水機が故障したため、機器のオーバーホールを実施するもので、年度内の完了が見込まれないため、それぞれ繰越明許費を設定するものでございます。

次に、債務負担行為補正についてご説明いたします。

2 ページをご覧ください。

上段の SDG s スタディツアー事業から中段の校外活動費までは、SDG s スタディツアーや水泳授業、演劇教室の実施に係るバスの借上げ等について、学力保障推進事業につ

いては、来年４月に実施予定の学習状況調査について、また、児童健康診断経費及び生徒健康診断経費は、学校保健安全法に基づく尿検査の実施業務について、それぞれ令和８年度中から準備に着手するため、債務負担行為を設定するものでございます。

次に、歳出についてご説明いたします。

８ページをご覧ください。

「款５０ 教育費」、「項５ 教育総務費」、「目２０ 学校給食センター費」、右ページの説明欄の「１ 学校給食センター整備・運営事業」につきましては、（仮称）南部学校給食センターの事業用地において、施工中の旧東清掃事業所解体工事の工期延長により、事業スケジュールを見直す必要が生じたことに伴い、ＰＦＩ事業者との協議により、サービス購入費の一部を支払う経費を増額するものです。

中段の「項１０ 小学校費」、「目２０ 学校建設費」、右ページの説明欄の「１ 淵野辺小学校校舎増改築事業（継続費）」につきましては、先ほどご説明させていただきました淵野辺小学校校舎増改築事業に係る継続費のうち、本年度の年割額について増額して計上するものです。

下段の「項２０ 社会教育費」、「目５ 社会教育総務費」、右ページ説明欄の「１ 生涯学習センター費」につきましては、先ほどご説明させていただきました吸収冷温水機の修繕に係る経費について、増額して計上するものです。

次に、関連する歳入についてご説明いたします。

４ページにお戻りください。

「款７５ 繰入金」、「項１０ 基金繰入金」、「目５７ 学校施設整備基金繰入金」につきましては、先ほどご説明させていただきました学校給食センター整備・運営事業に係る財源として計上するものです。

「款９０ 市債」、「項５ 市債」、「目４０ 教育債」につきましては、先ほどご説明させていただきました淵野辺小学校校舎増改築事業に係る財源として、緊急防災・減災事業債を計上するものでございます。

次に、関連する地方債補正についてご説明いたします。

２ページにお戻りください。

下段の教育債につきましては、先ほどご説明させていただきました淵野辺小学校校舎増改築事業に係る起債額を計上するものです。

以上で、議案第３８号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいます

ようお願い申し上げます。

◎細川教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等がございましたらお願いいたします。

◎細田委員 基本的なことが分からないので教えてください。

2 ページ目の、SDGs スタディツアー事業というのは、具体的にはどういう事業か、教えていただいてもよろしいでしょうか。

○菅原学校教育課長 このSDGs スタディツアー事業でございますけれども、市内の小学校及び義務教育学校前期課程の3年生を対象にしている事業でございます。3年生の社会科の学習の中で、相模原市について学ぶということが1つ大きなテーマでございます。かつては市内めぐりという形でいろいろ市内を回っていましたが、近年のいろいろな流れの中で、SDGs について関連のある市内の施設を子どもたちが回って、環境や社会について学んでいく事業でございます。

◎小泉教育長職務代理者 生涯学習センターの空調のオーバーホールということですが、これは取替えではなくて、今のものをもう1回使えるようにするということでしょうか。また、その理由が何かあるのであれば教えてください。

○菊地原生涯学習センター所長 総合学習センターの空調が、吸収式冷温水機というものを使いまして、水を冷房の場合は冷水にして、暖房の場合は温水にして、それを循環するような形で冷暖房を使っているという状況でございます。

そもそも、それをつくる基となる装置が今回故障したということで、そちらを取り替えるということと、設備全体が老朽化しておりますので、分解して清掃したり、あるいは消耗品を取り替えたり、いわゆる全体のオーバーホールを行うというものでございます。

◎細川教育長 他にいかがでしょうか。

それでは、他に質疑、ご意見等ございませんので、これより採決を行います。

議案第38号、「令和8年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正(第3号)について」を原案どおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎細川教育長 ご異議ございませんので、議案第38号は可決されました。

ここで、職員の入替えを行いますので、暫時休憩いたします。

(休憩・10:48～10:51)

□相模原市児童生徒等災害見舞金条例に基づく特別見舞金の贈呈に係る答申について

(公開しない会議)

◎細川教育長 ここで、職員入替えを行います。

(休憩・10:53～10:54)

□いじめ重大事態に係る事案の発生について

(公開しない会議)

□いじめ重大事態に係る事案の発生について

(公開しない会議)

◎細川教育長 以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。

これをもちまして、定例会を閉会いたします。長時間ありがとうございました。

□閉 会

午前11時39分 閉会